

—レッツBuyあおもり新商品事業—

# あおもり新商品開拓実施計画

## 応募者用申請マニュアル

2016年 7月

青森県商工労働部地域産業課

# 1. レツツBuyあおもり新商品事業の概要

## 制度目的、特徴

青森県では、新商品の開発や新事業創出に積極的に取り組む県内中小企業者等を認定し、販路拡大の可能性を増やすことで、本県の産業の活性化につなげるため、「レツツBuyあおもり新商品事業」を実施します。

この制度では、みなさんが作成する新商品開拓実施計画が県の認定を受けた場合、県としても認定商品のPR等に努めていくとともに、その新商品を県が随意契約によって購入することも可能となります。

### (1) この制度の適用者は？

- ・ 県内に本店を有する企業又は県内に主たる事務所を有する法人
- ・ 県内に工場又は事業場を有する者
- ・ 県内に住所を有する個人

のいずれかに該当し、新商品を製造する者です。

※県外で製造（委託含む）する場合でも、製造元は県内事業所・工場であること。

### (2) 新商品について

当該新たな事業分野の開拓に係る新商品は、

- ・ 既に企業化されている商品とは通常の取引において又は社会通念上別個の範疇に属するもの
  - ・ 既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するもの
- のいずれかに該当するものとなります。

具体的には、新規性、独創性、新技術の確立がなされた商品で、概ね5年以内に開発（商品化）されたものとなります。

### (3) 新商品開拓実施計画とは

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）が作成する新たな事業分野の開拓の実施に関する計画をいいます。

### (4) 新商品開拓実施計画の作成

当該制度による認定を受けようとする場合には、新たな事業分野の開拓の実施に関する新商品開拓実施計画を作成して県に認定申請してください。なお、申請にあたっては、必ず県に事前相談を行ってください。事前相談から申請書等の受理までに時間を要することがありますので、事前相談はできるだけお早めにお願いします。

## (5) 認定を受けると

当該制度において、作成した新商品開拓実施計画が青森県知事の認定を受けると、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号による新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として台帳に記載され、県ホームページにて公表するとともに、新商品については、随意契約による購入が可能となります。

## (6) 留意事項

本制度による認定は、認定商品の品質等を県が保証するものではありません。また、認定商品を県が購入することを約束するものではありません。

### 【参考】

当該制度における新商品の対象外の例

- ・ 物品以外の役務（サービス）や工法
- ・ 既存商品に改良を加えただけの商品
- ・ 材料、分量、風味、価格を変えただけの商品
- ・ 名称を変えただけの商品
- ・ 用途にあたり、一定期間未満の使用期限等を有する商品（使用期限が短い商品）
- ・ 既に認定された新商品と同等の商品
- ・ 工業製品以外の製品（食品、医薬品等）

## 2. 新商品開拓実施計画の認定手続（フロー図）

新商品開拓実施計画の認定を受けるためには、以下のような手続きが必要です。

### （1）青森県による新商品開拓実施計画の募集

- 当該新商品開拓実施計画は、県から一定期間を定めて募集します（随時受付はいたしません）。



### （2）県への事前相談、必要書類の作成・準備

- 認定申請書は青森県商工労働部地域産業課に用意してあります。（当課HPにも掲載）
- 申請書への記載（新商品開拓実施計画を策定の上、申請様式に従って記入してください。）



### （3）青森県地域産業課へ認定申請書の提出（郵送又は持参）



### （4）審査・青森県知事の認定

- 審査会での審査を経て、青森県知事が認定します。  
※審査会では、10分程度のプレゼンテーションを実施していただきます。
- その後、地方自治法施行令第167の2第1項第4号による新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として台帳に記載されます。認定の有効期限は認定日から起算して3年後の年度末までとします。（2年間の更新可能）
- 新商品開拓実施計画開始後、事業者は、新商品開拓実施計画年次ごとに「新商品開拓実施計画に係る遂行状況報告書」を、必要に応じて提出することとなります。

### 3. 新商品開拓実施計画の内容について

(1) 新商品開拓実施計画の認定を受けるためには、以下の内容に沿った計画である必要があります。

①当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

②当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

③新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が、新商品開拓を確実に実施するために適切なものであること。

④県内に工場又は事業場を有する者にあっては、新商品の製造により、県内での雇用創出が見込まれること。

(2) 認定にあたっては、青森県が、申請内容に沿って認定すべきか否か判断します。

なお、一定の要件を満たしている場合であっても、次のような場合は認定できません。

①新商品開拓実施計画が公序良俗に反する又はその恐れがあることが明らかな場合。

②新商品開拓実施計画が関係法令違反又はその恐れがあることが明らかな場合。

### 4. 新商品開拓実施計画申請書について

応募者は、新商品開拓に関する実施計画を策定し、申請書を作成してください。申請書はできるだけ平易な言葉で記載してください。専門用語の記載が必要な場合はカッコ書きで説明を付すなど、わかりやすい内容で記載してください。(申請書の記載欄を広げる場合は2枚に渡って構いません。または別紙で詳細を説明しても結構です。)

## 5. 新商品開拓実施計画の申請について

### (1) 申請書提出先

青森県商工労働部地域産業課

### (2) 申請書の部数、添付資料について

応募にあたっては、様式第1を1通、郵送又は持参により提出して下さい。いずれも締切日の17:00必着。また、提出にあたっては、以下の書類等を添付してください。なお、提出いただいた申請書、添付書類等は返却いたしません(⑥については、メール、CD-R等でご提出ください)。

①法人にあっては、直近営業期間の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容等の概要を記載した書類）

②法人にあっては、定款・登記簿謄本（定款を有しない法人にあっては、それに類するもの）

③県内に工場又は事業場を有する者にあっては、①、②に準じるもの

④事業を営んでいない個人にあっては、今後予定する事業内容及び事業の用に供する資産の概要を記載した書類

⑤企業・商品パンフレット、試験データ等

⑥新商品の画像データ（1MB以内 JPEG/GIF形式のいずれか）

青森県商工労働部地域産業課

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1

TEL: 017-734-93745 FAX: 017-734-8107

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chiikisangyo/letsbuy.html>

e-mail: chiikisangyo@pref.aomori.lg.jp